



人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ

AKAIGAWA

あかがわ

広報



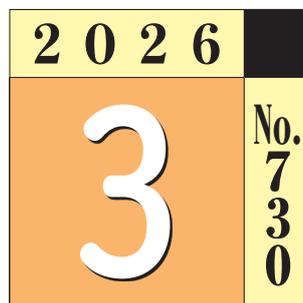
村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



チャレンジスキー教室Ⅰ／2026年1月17日～18日

- 02 議会だより
- 06 トピックス 子ども第三の居場所「むらっこはうす」保護者説明会開催 ほか
- 09 むらの事件簿 北海道警察官募集「道民とともに道民のために」ほか
- 10 健康支援センターだより お子さんの予防接種ができる医療機関が増えました ほか
- 11 お知らせ伝言板 赤井川村合葬墓の開設 ほか
- 16 スポーツニュース 各種大会の結果
- 18 赤井川村写真館・編集後記



議会

だより

定例会 報告

令和7年第4回定例会

12月11日～15日

一般質問と答弁

赤く色付けられている部分は議員の質問、色なしは村長の答弁となります。



議員 茂 連

マイナンバーカードと
マイナ保険証の普及について

国ではマイナンバーカード（以降マイナカード）とマイナ保険証の利用拡大を進めています。地元新聞の報道によるとマイナ保険証の利用率は4割弱と利用率が低く、拡大が課題とされています。

令和7年10月末時点、総務省資料によると、全国のマイナカードの保有率が約80%に対し、赤井川村のマイナカードの普及

率は52.5%と低い状況です。マイナ保険証について、高齢者の方々から「仕組みが分かりにくい」「申請が不安」との声が聞かれたので、分かりやすい説明と安心して申請できる環境づくりが急務だと考え、村の姿勢を改めてお伺いしたいと思います。

①村内におけるマイナカード及びマイナ保険証の交付率の現状と以前お伺いしたマイナカードの保有率に対し、現在保有率が激減している要因についてご説明下さい。

村内におけるマイナカード普及率は68.53%であり、村として把握できるマイナ保険証の交付率は、国保において25.2名（被保険者の66.27%）、このうち、日本人の住民に限ると230名（被保険者の69.13%）となっております。また、後期高齢医療においては、193名（被保険者の71.50%）となっております。

マイナカード保有率に関しては、令和6年5月より統計値が『交付数』から『保有数』に変更されており、令和7年10月末時点の交付枚数率で見ますと74.2%となっております。

特に1月を含む冬期間は外国人の比率が高くなり、シーズンが終わると移動する外国人住民が多いため、『保有率』が上がらない大きな要因となっております。

②高齢者に対してマイナ保険証の仕組みや利点を分かりやすく説明するため、どのような取り

組みを行っているのか、更に、高齢者が安心して申請できるように、窓口支援や相談体制をどのように整えているのかお伺いします。

マイナカードと健康保険証の一体化に関する広報活動を行っているほか、マイナンバーカードの更新手続きに関しても広報活動を展開しているところですが、窓口においては、マイナ保険証に対し拒否感を示される方も一定数存在します。医療を受けるためには、被保険者資格者証の提示でも影響はありませんので、この点は、住民一人ひとりのご判断に委ねているのが実情です。

③医療機関との連携によるメリット（診療時の手続き簡素化、薬の情報共有、医療費の適正計算など）を住民にどのように周知し、普及促進につなげているのか、更に、赤井川村診療所のマイナ保険証の利用状況についてご説明下さい。

診療時の手続きの簡素化に関しては、村で把握している国保や後期高齢医療の被保険者の特に入院時における高額療養費の限度額適用認定については、被保険者の手続きの簡素化につながるものであり、個別に窓口にてご説明をしているところです。

また、赤井川診療所におけるマイナ保険証の利用状況ですが、「かかりつけ医」として毎月43名程度の方が来院され、そのうち31名

の方は、マイナ保険証により受診をしている状況となっております。

④普及率向上に向けて村独自に展開する施策として、

- ・ 広報紙や回覧板での分かりやすい解説記事の掲載
- ・ 区会ごとの説明会・相談会の開催
- ・ 診療所と連携した「申請サポート窓口」の設置
- ・ 村職員や民生委員・ボランティアによる個別訪問支援
- ・ 外国人労働者に対しての説明会・相談会の開催などを検討・実施しているのか、現在の状況をお伺いします。

マイナ保険証の普及促進に当たっては、昨年度住民周知を行いました。医療機関と連携した取り組みが最も効果的であると考える。具体的には、マイナカードを所持している方で、健康保険証との連携を行っていない方に対しては、「かかりつけ医療機関」で手続きを行うよう窓口にてご説明をしております。赤井川診療所においてもマイナ保険証連携登録の相談が寄せられ、サポートもしておりますので、引き続き、国保や後期高齢者医療におけるマイナ保険証の普及促進を行っていく考えであります。

なお、外国人労働者につきましては、まとまったかたちでの説明会・相談会の開催は予定しておらず、窓口での相談に対して都度応じる対応をとっております。



能登 ゆう 議員

公正・透明な
行政運営に向けて

「近年、地方自治体でも、専門知識を持つ企業に業務を委ねるケースが増えています。」

自治体の意思決定が十分に整理されないまま事業者側のペーシングで事業が進み、職員の皆さんが不安を抱えながら業務を行う、そのような状況は、決して望ましいものではありません。

私自身が議員として赤井川村行政に関わる中で、いくつか感じる事がありました。

- ・ 政策形成の過程を、文書として適切に記録・保存されているでしょうか
- ・ 法令や制度の理解が曖昧なまま、慣行や個人の感覚に頼って判断されていないでしょうか
- ・ 手続きの透明性や公平性、説明責任に対する自覚は十分でしょうか
- ・ 行政裁量を過大にとらえていないでしょうか
- ・ 住民を含めた外からの視点を、意識されているでしょうか

や「ガバナンス」という用語で語られる分野ですが、これらが脆弱なままだと、職員の皆さんが外部の事業者から不当な要求や過度な依頼を受けたときに、自分を守りにくいという問題が起こり得ます。そして村全体としても、望ましくない事態に巻き込まれるリスクが高まります。ルールに基づいた手続きや記録、チェックの仕組み、職員の判断基準の共有が不可欠であり、そのための仕組みづくり、職員への投資が必要だと考えます。この投資は、職員を守り、結果として村を守り、住民からの信頼に繋がるものです。

① 文書管理の強化、記録の徹底について

文書化しないということは、判断の正当性を証明できない事につながります。外部との協議や調整内容の記録が不足すると、透明性の低下や誤解を招きかねません。

透明性の確保、説明責任の履行、検証可能性の担保という観点から、文書管理のアップグレードが必要ではないでしょうか。村長のお考えを伺います。

村の施策を推進するうえで、「起案」のみならず、進捗状況や方針を変更するなどの場合も、その経過に係る決裁を行い、最終的には「報告」という形で決裁するのが通例です。

もちろん、業務内容により、全ての事案に適用しているわけでは

ありませんが、このような一連の流れが基本です。文書管理に関しては今年度末に庁内に文書管理システムを導入し記録保全、適切な運用をこれまで以上に推進して参ります。

② ルールの理解・確認について

行政職員には、法令や条例、制度等をただ「知っている」だけではなく、実際の業務、直面する状況・課題に対して、それらのルールに照らし合わせ適切に判断するバランス感覚、いわゆるリーガルマインドが求められます。

自信をもって適切な判断ができるよう、職員への研修や知識の共有、内部チェックの仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

職員の研修や知識習得は、業務に係わる研修を役場内で実施し、対外的な研修も希望する職員は参加させております。

知識習得や理解度を高めるため、DXに由来する様々なツールを有効活用することや、また、複雑化する業務において今後は課・係の内部チェックはもちろんですが、今年度から新たに顧問弁護士契約を締結し相談体制も整えており、庁内全体で情報共有し業務を推進する必要があると考えます。

③ 外部委託業務のチェック体制について

委託事業においても最終的な

責任主体は村である以上、事業の実施状況や履行確認は適切に行われなければなりません。現状に対する村長の認識について伺います。

委託業務の内容、目的を把握したうえで、仕様書に沿った業務内容の確認、進捗状況の管理、必要に応じて適切な指示等をする必要があります。

業務が職員個人によって基本的な対応が違うことはあってはなりませんし、基本は今後更に徹底して参ります。また、職員では対応困難な業務に関しては、専門的知識を有する事業者への委託業務は案件により今後も必要と考えております。

④ 行動規範の明確化徹底について

行政職員が民間事業者との距離感を誤り、誤解を招く行動を取るような事があれば、それは結果として、行政への信頼を損ねることに繋がります。

住民との信頼関係を守るため、行動規範の明確化と徹底が求められると考えます。

職員は地方公務員法に定められた義務、服務規定、村の条例・規則に則って職務にあたっておりますので、更に行動規範を明確化することを現在は考えておりません。



岩井 英明 議長

道の駅あかいがわ
指定管理者の指定について

①指定管理者選考委員会が実施され、その結果、一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会（以下DMO）が審査の結果、指定管理者候補として選定されたところでございます。審査に当たり、審査委員会団体の公表はなく、なぜ責任を持った選定委員を公表できないのかをお伺いいたします。

公平性を担保するために公表はしてないということでございます。

②DMO法人は、令和2年に設立され令和4年6月24日に理事全員が退任をされておりますが、そのときの登記はされておられません。一般社団法人の理事の任期は最長で2年であり、登記の変更があった場合には2週間以内に登記をする法律で定められておりますが、令和4年6月24日退任の登記はされておらず、令和5年5月31日就任理事の登記もされておらず、令和6年3月15日に登記をされた法人でござ

ございます。

登記上の違法性は明らかで、これは科料罰金を科せられていると思えますが、今回の審査委員は、このような問題のある法人と知らなかったと思えますが、村長としてどう理解しているかをお伺いいたします。

役員が不在の状態では決算についてですが申告税務申告を行うことはできないと認識しております。ただ、指定管理者候補団体においては、履歴事項全部証明書にて理事不在となっている期間があり、一般社団法人および一般財団法人法に關する法律には、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有すると規定されております。

この規定により登記上、退任した代表理事がなお、代表理事として権利義務を有することになり、法人としての活動は継続されることとなりますので、この期間の決算書が正当性を欠くという評価にはならないと考えております。なお、代表権を有しない理事については、他に代表権を有する理事がいる限り後任の理事が選任されていらない期間であるからといって、法人の活動に支障が生じることはないかと確認をさせていただいております。

③一般社団法人は、年に4回、原則理事会を開かなければならない法人ですが、理事のいない期

間の事業計画、決算書など、総会の理事をどのように開催されて決定しているのでしょうか。今回の指定管理者公募の決議はいつされたと思っておりますか。

決算書は、理事が作成する義務がありながら、理事もいない中でどのように作成され、印鑑証明等、どのように取り扱われ、どのように理解しているのかをお伺いしたいと思います。

村からの補助金についても、令和3年から令和6年に渡って補助をしておりますが、問題なかったと言えますか。

当時コロナが流行っていたり、とか、理事に就任する方が病気で入院してしまったり様々な要因があつて登記をするのを遅れてしまったと認識をしております。

また登記上、理事が不在期間があるとしても退任した代表理事が名を代表理事として権利を有することになり法人の活動を継続されることになると、これには正当性があるということでございますので、補助金を出したことに不適正はないというふうに私としては考えております。

庁舎改修に係る
補助金の処理について

一般社団法人静岡県の環境資源協会に対して補助金辞退届を令和7年7月26日に提出しております。9月定例会のときにも、議会には話はなく、なぜ議決案件にも関わらず、辞退届を提出されたのでしょうか。

また、10月3日に令和6年度の決算委員会も行っていますが、なぜ議会に報告されなかったのか伺いたいと思えます。

事業計画変更の中で、10月の末までに結論を出したいという説明の中で、この辞退届は残念でなりません。

この事業に交付金決定なしで工事発注をされているわけですが、もし落札者が決定していた場合、財源はどうしようとしていたのか伺いたいと思えます。

辞退届には相手に迷惑をかけた文言もなく、本方に先方へ送った辞退届の写しなのでどうか。

本年度から2年間で計画されていた庁舎改修工事に当たりましては、環境省補助金を2ヶ年で2億2000万円を見込み、令和7年度は1億2100万円を当初予算に計上しました。令和7年5月9日に既存建物のZEB化普及促進支援事業全部補助金を申請し6月16日に採択通知がありました。採択額は当初の見込みを下回る

2ヶ年合計で6438万5000円、令和7年度は4042万円でございました。その間、改修工事実施に向け、公募型指名競争入札に係る公募・公告を行い、入札参加者参加希望者を募りましたが入札は不調により終わっておりません。

この時点で、年度内の工事着手が難しい状況となり、再入札した場合の取り扱いについて、補助金執行団体の一般社団法人静岡県環境資源協会に相談をいたしましたところ、工事が年度内に実施されなければ補助金の交付対象にはならないことから、採択自体を諦め9月26日付で辞退届を提出し10月1日に直接協会の方から村担当に『受理しました』と電話が入ったというふうに報告を受けております。

一方で、村としては入札不調の原因究明を行い工期、工程、工事費の再積算など再入札および年度内契約を行った上で、令和8年度以降の工事実施を目標に、代替財源として単独事業での活用が可能で、かつ地方交付税で財源措置される地方債の活用を目指したと考え、9月の議会のときに報告をし、『入札不調でした。ただ実施に向けてもう一度計画と財源等についても見直したいので10月末まで時間をください』というお願いをさせて頂きました。

この間、年内に着工しないとお金をもらえないということもはっきりわかりましたし、当初予定していた補助金が大幅に減額されるということ、それでは財源を担

保出来ないということで起債に財源を求めたということで、9月26日に辞退届を提出したということでございます。

このことについてはきちんと議会に説明をしてからではないかというような御指摘もいただいておりますけれども財源確保の部分から計画を見直す過程の中でこういった判断をしていったという認識でございましたので、この場で改めて申し添えさせていただきます。

最終的に11月15日開催の総務開発常任委員会において、村として事業計画を白紙に戻す決断をさせていたいただきました。

私としては、その時々々の状況の中で判断しておりましたZEB補助金に関しては交付決定前の採択という状況であり、改修工事を取り巻く当時の現況と今後の状況を総合的に判断し、辞退させていただいたものであります。

※一般質問と討論の内容は、質問者・答弁者が自ら要約して掲載しております。

また、一般質問通告書とその答弁は、村のホームページに掲載しておりますので詳しくはそちらをご覧ください。



地域おこし協力隊活動報告日誌

No.34 地域おこし協力隊（こどもの居場所づくり担当） 嶋 一駿

いよいよ来月4月1日、赤井川村の子ども第三の居場所（通称：むらっこはうす）が開設します。

私は一昨年11月に地域おこし協力隊として着任して以来、開設に向けた準備を進めてきました。

「こどもたちが安心して通うことができる居場所とは何か」を考えながら、他地域の子ども第三の居場所や学童施設、学校、保育所などへの視察や研修を重ねてきました。そこで得た学びをもとに、赤井川村のこどもたちにとってどのような居場所が安心できるのか、日々試行錯誤を続けてきました。

その中で私自身が大切にしたいと考えたのは、こどもがありのままの自分でいられ、ストレスを感じることなく過ごせる、心の拠り所となる場所です。

この想いを軸にしなが、実際に通ってくれるこどもたち一人ひとりの気持ちによりそい、「むらっこはうす」を日々より良い場所へと育てていきたいと考えています。



トピックス

チャレンジスキー教室Ⅰ

2026.1.17~18 キロロスキー場

キロロスキー場にてチャレンジスキー教室Ⅰを行いました。今回のチャレンジスキー教室には、小学生から大人まで33名が参加しました。

2日とも天候に恵まれ、受講生は講師からスキーの楽しみを教わったり、技術の習得に励んだりした2日間となりました。

2日目は希望者が検定試験を行い、4級2名、3級1名の計3名が合格しました。おめでとうございます！

けが・事故もなく受講生の笑顔が見られ「楽しかった」などの声が聞けたのも、熱心にご指導くださった講師のおかげです。2日間ありがとうございました。



区会長会議が開催されました

2026.1.26 赤井川村役場

令和8年第1回目の区会長会議が1月26日（月）に役場会議室で開催されました。

今回の会議では、テレビ・携帯電話の電波について等、意見が寄せられました。区会長会議に提出された議題は次のとおりです。

【総務課】

- (1) 役場の事務執行体制について
- (2) 北北海道新幹線工事の進捗状況について
- (3) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行について
- (4) むらバスの運行状況について

【住民課】

- (1) 区会街路灯設置事業補助について
- (2) 合葬墓制度の新設について
- (3) リサイクル物・可燃物及び不燃物の分別について

【産業課】

- (1) アライグマ及びエゾシカの駆除情報について
- (2) 小動物の箱わな補助金の廃止について
- (3) キロロリゾート村民特別優待について

【建設課】

- (1) 除雪事業推進のための住民協力のお願いについて
- (2) 花いっぱい運動の協力について
- (3) 水道事故発生に対する対応について

【教育委員会】

- (1) 学校教育の様子について
- (2) 社会教育の取組等について
- (3) 社会教育事業への参加と協力をよろしくお願ひします

【保健福祉課】

- (1) 地区別健康づくり学習事業について
- (2) 運動教室について
- (3) 令和7年度住民健診の結果について
- (4) 予防接種事業について
- (5) 在宅高齢者除雪支援助成金事業について
- (6) 日本赤十字社社資について
- (7) 民生委員改選について
- (8) マイナ保険証の推進について
- (9) 子ども第三の居場所整備について

【議会事務局】

- (1) 議会対応のデジタル化事業について



村及び議会による要望活動

2026.1.29～30 札幌市、小樽市

令和8年1月29日(木)から30日(金)に、地域の住民要望等を踏まえ、小樽開発建設部、北海道建設部、小樽建設管理部、鉄道運輸機構に対し、国道393号及び余市赤井川線に関する道路整備、赤井川の河川整備、新幹線工事の要望活動を実施しました。

要望は村長と議会議員で関係機関と意見交換をし、要望主旨を伝えました。

※他の機関の要望状況は、村ホームページに掲載しております。

【北海道建設部・小樽建設管理部関係】

- ① 道道余市赤井川線中心市街地区間における冬期交通の安全確保を図るための拡幅による堆雪スペースの確保（除排雪の強化及び冬期現地調査の促進）
- ② 道道余市赤井川線の交通安全対策の推進（草刈り及び支障木伐採）
- ③ 二級河川赤井川における河川浚渫事業の推進（堆積土砂除去・支障木伐採）

【小樽開発建設部関係】

- ① 道路整備に必要な道路予算の確保
- ② 国道393号の防雪対策、交通安全対策の推進
- ③ 国道393号の道路交通を確保する維持管理の強化
- ④ 国道393号「望洋道路」の調査促進

【鉄道運輸機構】

- ① 新幹線工事について

子ども第三の居場所「むらっこはうす」保護者説明会開催

2026.1.30 健康支援センター

4月のオープンを目前に控え、1月30日(金)に、子ども第三の居場所「むらっこはうす」の保護者説明会を開催しました。

当日は、村内の小中学校に通う児童生徒のご家族や学校教員など32名が参加し、会場は終始、和やかな雰囲気に包まれていました。

説明会では、はじめに村長・教育長から挨拶があり、その後、「むらっこはうす」が目指す“子ども第三の居場所”の考え方や、放課後の過ごし方のタイムテーブル(案)、季節ごとの活動を盛り込んだ年間計画(案)について紹介しました。

後半には、こどもたちを迎えるスタッフ3名が登壇し、これまでの経験や「むらっこはうす」への想いを、それぞれの言葉で語りました。また、話し合いを重ねる中で大切にしていきたいこととして、①おもいっきり遊ぶこと、②自ら考え行動すること、③赤井川村で育った思い出が生まれること、という3つのことを共有しました。

さらに、保健福祉課からは利用方法や申請手続きについて説明があり、参加者からの質問にも一つひとつ丁寧に対応しました。

赤井川村の「子ども第三の居場所」は、地域のこどもたちにとっての“もうひとつの家”。信頼できる大人に見守られながら、仲間とともに日々を楽しみ、さまざまなことに挑戦できる場所です。

「むらっこはうす」が、こどもたち一人ひとりにとっての“秘密基地”となり、たくさんの思い出が生まれていくことが期待されています。



都小学校利活用に関する住民説明会開催

2026.1.30 都住民センター

都住民センターにて、令和8年3月末で閉校する都小学校利活用に関する住民説明会を開催しました。

全村民を対象に実施したアンケート調査結果を踏まえた利活用案、整備・運営主体、事業実施に向けたスケジュール等を検討した基本構想の説明が行われました。

今後、基本構想を具体化するのための基本計画(リノベーション計画、再エネ導入計画、事業手法の検討)を策定していく予定をしています。

赤井川小学校1日体験入学

2026.2.4 赤井川小学校

赤井川小学校にて、4月から入学予定の6名のこどもたちを対象に1日体験入学を行いました。

校長先生の挨拶から始まり、担当の先生に案内されながら校舎内の見学をしたあとは、教室で1・2年生の作った学校クイズをしました。クイズのあとは、1・2年生のお兄さん・お姉さんと一緒にロケットづくりや折り紙をしました。休み時間には、上級生が教室の様子を見に来たりと新1年生に興味津々でした。

4月から元気に登校してくれることを楽しみにしています！



都小学校でプログラミング授業実施

2026.2.4 都小学校

多くの大人が見学する中、都小学校体育館でドローンのプログラミング授業を実施しました。

授業を受けた5・6年生の4名は、有限会社恒志堂のスタッフから「プログラミングとは何か」を学んだ後、学校で使用しているタブレットを使いドローンを目的の的まで移動させるプログラムを学習しました。

上下左右前進後進回転などの動きを加えながら的の高得点箇所を狙いを定め、何度もプログラムの修正を行い、相手チームの合計得点を気にしながらチャレンジしていました。その様子を見学している大人も奇抜な動きに驚き又楽しんでいました。

第五期赤井川村総合計画(案)村長へ答申

2026.2.5 赤井川村役場

村では令和6年度から第五期赤井川村総合計画の策定に向けて審議会及び部会の開催、住民アンケートの実施など作業を進めてきました。

部会活動では生活部会、教育部会、産業部会の3つに分かれ、審議会委員と役場職員でグループワークを行い、村の課題等について話し合われました。

その結果、令和8年2月3日に第五期赤井川村総合計画策定審議会を開催し、これまでの審議会や部会、アンケートの意見を反映した総合計画(案)について決定しましたので、後日、本審議会の阿部会長から馬場村長へ答申書が手渡されました。



シーニックナイト2026開催

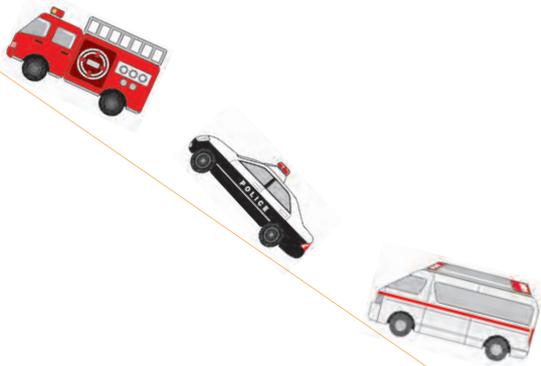
2026.2.14 字都

シーニックバイウェイ北海道の協賛行事として、国道393号の全線開通を契機に実施している「シーニックナイト2026inあかがわ」が字都で開催されました。

当日は、カルデラ太鼓の演奏や花火の打ち上げにて会場が賑わい、ウィンターフェスティバル実行委員会より豚汁やココアなどの提供もあり、村内外からの参加者約100名が、カルデラの夜景とともに、幻想的な冬のひとときを楽しんでいました。

国道・道道沿線だけでなく、自宅前にキャンドルや雪像作成をしていただき、今年もたくさんのキャンドルが灯り、村を包み込みました。皆さまからのあたたかなご協力、ありがとうございました。

の ら む 簿 件 事



余市警察署だより



北海道警察官募集 「道民とともに」 道民のために

警察官の仕事は、交番勤務や犯罪捜査、防犯活動、交通指導取締り、災害救助等多岐にわたります。上司や同僚、部下等の仲間と共に、同じ目標に向かって仕事に取り組んでいます。

北海道警察は仕事のやりがいはもちろん、私生活も大切にしている組織です。

休暇や給料、育児や介護との両立等、私生活も充実させたい方にとって魅力あふれる組織です。

各種説明会やイベントを開催しているのですが、まずは説明会等に参加して北海道警察について知ることから始めましょう。

説明会等の案内は、北海道警察ホームページや採用センターのSNSを御覧ください。

受験申込みは、3月1日から始まります。

自転車ルールブックで学ぼう！

令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車等の一定の交通違反に対して、自動車と同様に交通反則通告制度が導入されます。

交通反則通告制度とは、「青切符」制度とも言われ、自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法です。

警察庁ホームページに掲載されている「自転車ルールブック」は、自転車の基本的な交通ルールと警察の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について、イラストや図面でわかりやすく解説しています。

左記QRコードから自転車ルールブックの閲覧ができます。

自転車ルールブックを上手に使い交通違反・事故を防止しましょう。



運転免許更新時講習

●優良運転者講習(30分)

3月12日(木) 15時30分

3月25日(水) 14時30分

●一般運転者講習(1時間)

3月25日(水) 13時

●違反講習・初回講習(2時間)

3月12日(木) 13時

※会場は全て余市町中央公民館です。

※該当する講習をご確認の上、警察署等で更新手続き後、受講願います。

※「優良運転者」は過去5年間違反なし、「一般運転者」は過去5年間で軽微な違反が1回のみ、「初回講習」は運転免許を取得して5年未満、それ以外は「違反運転者等」講習を受講することとなります。

各種自衛官等募集

●陸・海・空自衛隊には、車両・船、飛行機を扱う職種が100種類以上あります。

試験内容・イベント案内及び各種個別説明など詳しくは、小樽地域事務所までご連絡ください。

【幹部候補生】

●応募資格

22歳以上26歳未満

●受付期間

3月1日(日)～4月4日(土)

●試験内容

筆記試験、適性検査、口述試験、身体検査等

【幹部候補生】

●応募資格

20歳以上33歳未満

●受付期間

3月1日(日)～4月4日(土)

●試験内容

筆記試験、適性検査、口述試験、身体検査等

【自衛官候補生・一般曹候補生】

●応募資格

18歳から33歳未満

●受付期間

お問い合わせください。

●試験内容

筆記試験、適性検査、口述試験、身体検査等

●お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所
(9時～17時30分)

小樽市稲穂2-122-14

樽石ビル2F

TEL 0134-2215521

※土日祝日を希望される方は事前にご連絡ください。

健康支援センターだより

「かくれ脱水」に注意。
脱水が起きるのは夏だけと思う方が多いですが、暖房等による乾燥が強い冬にも起こります。特にお子さんや高齢者のみなさんは脱水になりやすいため、こまめな水分補給を心がけましょう。

【かくれ脱水セルフチェック】

皮膚がカサつく・乾燥している、口渇・つばが出にくい、便秘、尿の色が濃い、手の甲をつまみあげて離すとつまんだ跡が3秒以上残る

お子さんの予防接種ができる医療機関が増えました

1月末の余市協会病院小児科休診に伴い、お子さんの予防接種も現在接種できない状況が続いています。できれば、小児科で接種したいという声が多くありましたので、2月より小樽市にある小児科2か所ですべて接種が出来るようになりました。

小学校入学前のお子さんのご家庭には、事前に個別通知しておりますが、小学校へ高校生のお子さんも接種可能のため、希望される方は事前にご予約の上、接種してください。(ホームページでWeb予約もできます)

- ・おたるこどもクリニック
小樽市稲穂1丁目7-14
Tel 0134-611-7736
- ・おたるこどもクリニックサテライト
小樽市花園3丁目15-16
Tel 0134-611-6422

パラパラ健康ダンス教室まだ開催中!

春から元気に動ける身体を準備しましょう。

■日程

3月2日・9日・16日・23日・30日 毎週月曜日

■時間

18時～19時

■お問い合わせ

保健福祉課保健福祉係
Tel 351-2050

「出張リカバリしりべし」開催のお知らせ

余市町にある地域活動支援センターリカバリしりべしは、障がいや病気、ひきこもり、不登校などの生きづらさを抱えている方を対象に、創作活動や余暇活動、仲間づくりや地域交流など、お一人おひとりに合わせた活動を行うことにより、それぞれの自立と回復のための第一歩を応援しています。

3月に当事業所のメンバーさんとスタッフが、赤井川村に伺い、この地域で生活している当事者の方とおしゃべりしたり、好きな活

動をいっしょにしたりする「出張交流会」(共生型地域交流サロン)を開催します。気持ち共有できる人とおしゃべりしたい方、居場所の色々な人たちと交流したい方、リカバリしりべしがどんな活動をしているかを知りたい方など、この機会に少しのぞいてみませんか?みなさまのご参加お待ちしております。

■日時

3月26日(木)

13時15分～15時15分
※出入り自由です。

■場所

赤井川村健康支援センター
1 悠楽室

■参加費

無料

■参加対象

障がいや病気、ひきこもり、不登校など生きづらさを抱えている方とその家族、または、村民同士で気軽に集まり交流したい地域住民の方

■内容

自己紹介・リカバリしりべしの紹介、おしゃべりなど

※申し込み不要です。当日会場にお越し下さい。

■お問い合わせ

○保健福祉課保健福祉係
Tel 351-2050

○NPO法人しりべし圏域総合支援センター地域活動支援センターリカバリしりべし
余市町黒川町10丁目1番地26
Tel 231-7360

赤井川村地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です

赤井川村で暮らす「高齢者の方の皆さんの総合相談窓口」として、地域包括支援センターをご利用ください。

高齢者ご本人様、ご家族様、地域の皆様、ごなたからの相談も受け付けます。まずは、地域包括支援センター(48-5205)へご相談ください。
※来所、お電話、訪問どれでも対応いたします。
※平日に限ります。

お知らせ 伝言板

赤井川村合葬墓の開設

近年、身寄りのない人や核家族化により、「お墓を守る人がいない」等の理由により、共同で利用できるお墓の設置を望む声が寄せられていたことから、赤井川共同墓地内に存在する施設を合葬墓として活用する条例が制定されました。

合葬墓条例施行日

令和8年4月1日

合葬墓の使用について

原則「赤井川村に住所を有する申請者の親族の焼骨」「赤井川村に住所又は本籍を有していた者の焼骨」及び「赤井川村内の墓地に埋蔵されている焼骨を合葬墓に改葬する場合」が使用対象となります。

※合葬墓へ埋葬された焼骨は返還できません。

なお、合葬墓を使用しようとする場合は、あらかじめ村長の許可を受ける必要があります。

合葬墓の使用料について

死亡時に赤井川村に住所を有していた者の焼骨又は申請者が赤井川村に住所を有する者の場合
 焼骨1体…15,000円
 1回の使用許可で焼骨3体以上…45,000円

・それ以外

焼骨1体…30,000円

1回の使用許可で焼骨3体以上…90,000円

※一定の要件下において、使用料を免除することができます。

合葬墓の使用についてご検討する際には、左記までご相談ください。

お問い合わせ

住民課衛生係
 TEL 4816278 (直通)

北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会委員の募集

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆様を代表として、制度の運営に関する重要事項を審議していただく運営協議会委員を募集しています。

応募資格

道内在住の満18歳以上の方（ただし、議員や公務員等を除く）

募集人数

5名

任期

令和8年7月から2年間（開催は年2回を予定しています）

応募方法

北海道後期高齢者医療広域連合及び市区町村窓口にある応募要領を参照してください。

応募締切

令和8年4月30日（木）

選考

選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します。

報酬など

1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します。

お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
 〒06010062
 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
 TEL 011-29015601

年金だより

国民年金に関する相談は、最寄りの年金事務所までお願いします。（赤井川村は小樽年金事務所の管轄となります。）

担当課	主な業務内容	電話番号
お客様相談室	年金給付に関する相談・請求・諸変更届出など	0134-33-5026 (代表) ※自動音声案内となります。
国民年金課	国民年金の諸届出・相談など	

区会懇談会の質疑・要望事項への回答

● 村民の皆様の声を着実にむらづくりへ反映させるため、昨年11月及び12月に区会懇談会を開催しました。懇談会の中の主な質疑・要望事項への回答をご紹介します。

(3月号)

住民課・保健福祉課・教育委員会

【住民課所管】

○共同墓地（合葬墓）は誰でも入ることは出来るのか。

↓村民でありその家族である事を基準にしています。村議会（12月）に条例案を提案して可決されまして周知します。（11ページ参照）

○国勢調査の結果はどうか。速報値としてですが、100人に届かない調査結果となりました。一部の外国人は住所はあるものの、赤井川村に不在のため回答してもらえない等の理由により結果的には前回調査より減少しました。

○健康支援センターから道道までの村道が夜間暗い。一町内区会の街灯が三つあるが、村外からの夜間

のカブトムシ採集の苦情対応で、一定期間消灯している状況です。一町内区会とも協議します。

○放置している空き家に動物がだんだん多く住み着き、衛生上も良くないし景観も悪い。どうにかならないか。危険な建物には固定資産税をあげるなどして、所有者に通知し気づかせてほしい。相続して所有していることも忘れている人がいると思う。

↓隣接地の人命に影響があるなどの場合は別だが、個人の資産である限り、通常の管理の中で動かすことなどはできないのが現状のためご理解願います。

○住民登録している外国人が300人も居るのですか？

↓キロ口の従業員で冬場（11月～4月頃）は多くなります。（12月末末542人）

【保健福祉課所管】

○冬の暮らしに対する灯油助成金は、国の支援としてあるのか。暖房代の

支援は必要であると思う。村としては、高齢者に対し冬の暮らしに係る経費の一部を上乗せして、敬老年金を支給したり、その他支援の必要な世帯に對しては、福祉灯油の支給を行っています。一人暮らし・高齢者等に対しては、除雪費の支援も行っています。

○他の町村と比較して赤井川村のこどもは多いのか。年間の出生数は3～5人程度です。転入があるため減少率は低いですが、進学のため中学から転出する事例もあります。

○在宅高齢者除雪支援について、限度額を増額して欲しい。

↓個人で近隣の方から除雪を頼まれているが、除雪機器の管理費や燃料代を鑑みるとボランティア状態（破損等したら赤字）なので、支援対象額の上限を拡大して欲しい。

↓国の補助制度を活用し、高齢者等の除排雪支援体制の検討について、令和7年度から3年間の期間で進めることとしています。ご要望の点についても検討させていただきます。

○保育所の電話がつかないことが多い。

↓同様の相談は毎年度寄せられておりますが、園児の体調不良により欠席する場合の連絡が多い為、体調把握をさせていただくため、電話連絡を引き続きお願いしたいと考えています。

○保育所ランチデー、こどものインフルエンザ助成など今まで希望していたことをやっていたらどうかとございます。また健康診断も今までの履歴やコメントも添えてあり良くなっている。健康支援センターに行くところより雰囲気も良くなっております。役場庁舎もそのようになってほしい。昨年の懇談会で自分からも挨拶してみてくださいと言われ実践しているが、役場庁舎職員の反応がない。

○帯状疱疹の予防接種、他に比べ村は安く助成が厚い。診療所の先生が良い。インフルエンザ予防接種の助成も助かってます。

○都小中学校は閉校後どうなるのか。

↓年度内には方向性を示したいと考えており、現在跡地利用については都地区を対象にした再生可能エネルギー調査事業のな

かで検討中です。都小中学校の跡地利用については早く方向性を。時間をかけて今年度中には「基本構想」をお示ししたいと思えます。郷土資料館について教育長の考えをお聞きしたい。都小中学校の跡地利用が決まってしまうこととなりますが、展示室を都小に利用する場合には、目玉として「黒曜石」を1教室使用し視覚的にわかる展示を検討しています。また、二重カルデラの恵について、ゴールデンカミイのコーナーも考えており、生活用具が豊富にあるため既存のものを整理していきたい。1教室を残す考えもあり、白滝（遠軽町）の施設まではいかないまでも黒曜石については興味を持てる施設を考えています。



○郷土資料館について、台帳があるのだから品物の前に名前を出さなくてよいのでは。

年によって展示する内容をかえるのはどうか。

↓学芸員を用意して過去のことを引き継ぐことが必要かどうか悩みどころで、展示する内容を定期的に更新してピーターを増やしたい。寄贈品については、自分の名前があるか確認しに来るかたもいらつしやいます。

○放課後ことも教室のやりとりがメールで行われているが、最近あまりメールは使っておらず、こどもの居場所に移行するにあたり、もう少し申し込みなどやりやすくしていただくとうれしい。

↓小学校統合後、スクールバスが日ノ出、池田地区まで拡充できないか。

↓学校がなくなったことも達の支援策でバスは導入しており、現実的に常盤から通う場合、日ノ出、池田地区まで上げると通学に1時間以上かかることから対応できない旨ご理解願います。

○都小学校閉校後の備品類の処理は。
↓各小中に引き継ぐ予定で

すが、地域で利用したいものあれば相談願います（窓口「担当」を決めてとりまとめすることに）

○これまでの備品には経緯があり、村購入、PTA寄贈など様々。勝手に処分などできないがどうすればよいか

↓今後の取り扱いについて教育委員会から「回覧」で周知します。

○今後の小中学校の教育方針は？小中一貫教育（校長2人）とか義務教育学校（建物1つ）など、いろいろ話を聞いている。令和8年度からは一貫校でスタート予定です。また将来的には義務教育学校を目指したいと考えています。

○都小学校の跡地について企業誘致する考えはないのか？公の施設にするより売買したほうが良い。

↓地域の意見のなかで企業誘致の要望はなかったですし、村としても売却までは想定していません。

○英検の受験に関して無料時期を自分で決めさせてほしい。

↓半額補助のものは受験の時期を希望で決めることが出来るようにしています。が、全額補助のものは学校教育課程で実施して

いるものであり、授業の一環のため対応できない旨ご理解願います。

○ニュースで教員の不祥事（盗撮等）が多いが村内の対策はどのようになっているのか？

↓校内にカメラ設置されていないか確認した結果、カメラ設置はありませんでした。教員のスマホは職員室に置く、写真撮影は学校のカメラを使用し撮影後の不要なデータは消去を徹底しています。中学校には安全面から防犯カメラ設置を予定しています。

知っていますか？

3月9日は「脈の日」♡

後志圏域での生活習慣病に関連する主な死亡原因の第1位は悪性新生物ですが、次いで循環器病が上位を占めており、循環器病を予防するためには、定期的な健診の受診や日々の健康チェックにより危険因子を早期に発見し、治療することが重要です。*後志圏域健康づくり事業行動計画より

「脈の日」は、脈をチェックすることの重要性を呼びかけるために、日本脳卒中協会によって制定されました。

心臓には4つの部屋（上の2つが心房、下の2つが心室）があり、洞結節と呼ばれるところから出る電気信号により上下の部屋の筋肉が交互に収縮することで拍動します。この電気信号が乱れると、心房が小刻みに震える心房細動を引き起こし、心臓が全身に血液を送り出す効率が下がると、息切れやむくみ、疲れやすさを引き起こす心不全に進行します。

また、心臓の中に血液が滞ると、血栓が心房内できやすくなり、その血栓が動脈を流れて脳の血管を詰まらせると、脳梗塞を起こ

します。

このように、心房細動は放置すると重大な病気を引き起こすほか、認知機能の低下やQOL（生活の質）の低下の原因にもなります。検脈で健康寿命を延ばしましょう！

■脈の測り方

- ・利き手と反対側の手のひらを上に向けてます。
- ・上に向けた手首の親指側に人差し指と中指と薬指を軽く当て、拍動を感じる場所を探します。
- ・15秒間の脈拍数を数え、4倍して1分間の脈拍数に換算します。

※一般的に成人の安静時の脈拍数は、1分間に60〜100拍が基準です。

※正常な脈拍は、一定の強さで規則正しいリズムを刻みます。脈拍数やリズムに異常を感じたら、医療機関を受診しましょう。

倶知安保健所及び岩内保健所では、3月9日（月）から13日（金）まで、「脈の日」にちなんだパネル展を開催します。

■お問い合わせ

- 倶知安保健所企画総務課企画係
Tel 0136-123-1952
- 岩内保健所企画総務課企画係
Tel 0135-162-1537

農業委員会だより

農業委員会総会第31回

開催月日 / 1月28日

■会議案件

◆賃貸借契約等の解除について

◆農用地利用集積等促進計画の決定について

お知らせ

農地（田・畑など）について、下記のいずれかに該当する場合、手続きが必要となりますので農業委員会までお知らせ願います。

◆農地を転用するとき

農地の転用とは、田や畑などの農地を、宅地などの農地以外に使用することをいいます。農地を転用する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。転用の計画がありましたら必ず事前にご相談ください。許可を受けないで転用した場合や、許可の内容と異なる目的に転用した時には、厳しい罰則が定められており、場合によっては原状回復を含めた是正指導が行われます。また、農地以外であっても農業振興地域に該当する土地であれば別途届出が必要になります。

で、産業課農政係までお問い合わせ下さい。なお、農地の利用や保全に必要な施設（農道・農業用倉庫等）を200平方メートル未満の農地を利用して転用する場合は、許可申請ではなく、届出になります。

◆農地を売買、贈与するとき

農地を農地のままで売買等する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。この許可は耕作目的で農地を取得するもののため、農地を取得した方は、自ら農作業に常時従事しなければなりません。

◆相続で農地を取得したとき

相続により農地を取得した場合、農地法の許可は不要ですが、すみやかに農業委員会へ届ける必要があります。（農地法第3条の3第1項）

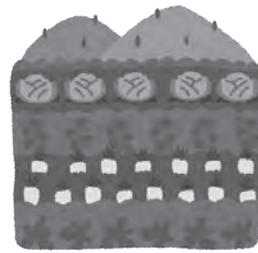
◆農地情報の提供のお願い

皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。また、農地の賃借、売買

及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談下さい。

◆受付件数売却希望 7件
買受希望 2件

（令和8年2月14日）



令和8年区会長・農事組合長が決まりました

左記のとおり、令和8年の区会長・農事組合長が決まりましたので、お知らせいたします。1年間、よろしくお願いいたします。

計	15名	11名
区会	区会	農事組合長
日ノ出	竹下 末雄	長井 伸行
中央	田村 拓史	國重 嘉政
母沢	関根 光一	宮崎 直胤
一町内	安本 大	
二町内	大西 敏典	
共栄	原口一和夫	新見 孝男
富田	有田 一男	
一池田	櫻間 正美	櫻間 正美
二池田	大西 勇輝	永沼 隆治
旭丘	濱田 敏朗	高松 毅
曲川	神尾 三郎	石川 隼人
一都	本井 祐太	木津 悠樹
二都	藤井 雅訓	佐々木秀樹
落合	小山 真	
常盤	塚原 美幸	山口 芳之

電気のご使用開始に関するほくでんネットワ ークからのお知らせ

2026年5月から、引越しなどによる電気のご使用開始にあたっては、ほくでんネットワークによる電気メーターの通電（遠隔操作）が必要となります。

希望日から電気をご使用いただくためには、まず、ご契約を希望される電力会社（小売電気事業者）へご使用開始の手続きをお済ませいただくことがポイントです。

ほくでんネットワークは、電力会社（小売電気事業者）からの申込みを受けてご使用開始日までに通電（遠隔操作）を行いますので、電気のご使用開始日が決まりましたら、電力会社へ早めの手続きをお願いします。

※小売電気事業者とは、電気を一般のご家庭や企業に販売する会社のことです。

小売電気事業者の一覧は、資源エネルギー庁のホームページ等で確認できます。

■受付時間

9時～17時（土・日・祝日、12月29日～1月3日、5月1日を除く）

■お問い合わせ

ほくでんネットワーク（株）
余市ネットワークセンター
TEL 0120-06-0593
（ガイダンス5）

融雪による「土砂災害」や「なだれ」などに注意！

冬の厳しい寒さがやわらぎ、徐々に気温も高くなってくる季節となってきましたが、山間部や山沿いではまだ多くの雪が残っていることから、融雪による「土砂災害」や「なだれ」などの危険性が高まります。

急な気温上昇によって雪解けが進み、そこに雨が伴うと雪解け水や雨が地面と積雪の間にとまり、山の斜面や雪の多い傾斜地でなだれが発生しやすくなったり、地中へ染み込むことにより傾斜地での土砂崩れも起こりやすくなったりします。さらに、低い土地の浸水や道路の冠水にも注意が必要です。

気象台では、融雪による土砂災害や浸水害、なだれが発生するおそれがある場

合は、「融雪注意報」、「なだれ注意報」などを発表し、注意を呼び掛けています。お出かけの際には、最新の気象情報をご確認ください。

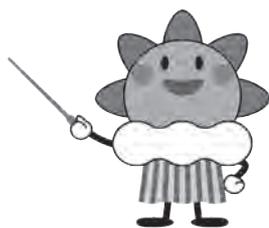
※政府広報オンライン

【雪崩から身を守るためには】



※気象庁ホームページ

【警報・注意報】



財務専門官採用試験のお知らせ

財務省北海道財務局では、財政・金融等のプロフェッショナルとして活躍する財務専門官を募集しています。

■受験資格

- ・平成8年4月2日から平成17年4月1日生まれの者
- ・平成17年4月2日以降生まれの者に掲げるもの

- ① 大学を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者
- ② 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び令和9年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者

■受験申込受付期間

2月19日（木）9時から3月23日（月）【受信有効】

■受験申込方法

インターネットの次のURLにより申し込み下さい。

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

■第1次試験日

5月24日（日）

■お問い合わせ

財務省北海道財務局人事課 人事係
TEL 011-709-12311



住民のまど

お誕生おめでとう(出生)

お名前 月・日 区会(二)両親
川村 岳久さん

1・19 2町内

(川村 佳永さん・千里さん)
お悔やみ申し上げます

お名前 前 年齢 区会
小松 智則さん 90歳 2都

村長のうごき

〔1月15日～2月14日〕

(1月)

26日◇区会長会議／字赤井川

◇地域創生部長来庁／字赤井川

28日◇石狩森林管理署長来庁／字赤井川

29日◇赤井川村議会臨時会／字赤井川

◇村単独要望活動／札幌市・小樽市

30日◇子ども第三の居場所説明会／字赤井川

(2月)

3日◇日本森林林業振興会創立八十年記念行事

／東京都

5日◇第五期赤井川村総合計画答申／字赤井川

◇後志町村会定期総会／倶知安町

6日◇後志広域連合会議／倶知安町

9日◇赤井川地域森林整備推進協定運営会議／札幌市

10日◇北しりべし廃棄物処理広域連合第1回定例会／小樽市

12日◇国有林野等所在市町村有志協議会／札幌市

13日

むらの日誌(1月)

8日◇総合計画教育部会

9日◇総合計画産業部会

15日◇校長教頭合同会議

◇教頭会議

22日◇入札

23日◇選挙管理委員会

27日◇特別委員会

◇選挙管理委員会

28日◇教育委員会会議

◇農業委員会総会

29日◇赤井川村議会臨時会

◇文書管理システム説明会



無料法律相談所の開設

■日時

3月18日(水) 13時～16時

■場所

余市町中央公民館(余市町大町4丁目143番地)

TEL 231-5001

※ご利用される方は、事前に必ず余市町役場へご連絡いたします。
(TEL 211-2111)

今月の表紙

今月の表紙は、チャレンジスキー教室の一枚。

当日は天候にも恵まれ、参加者は技術の向上に励みました。

検定に挑戦した参加者は合格し、チャレンジスキー教室で学んだことが結果で表れました。合格した皆さん、おめでとうございます!



人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	929	547	1,476	1
男	473	336	809	7
女	456	211	667	-6
世帯数	513	536	1,053	0

※令和8年1月31日現在

赤井川村写真館～赤井川の四季～



シーニックナイト2026

撮影：企画地域振興係 場所：都運動公園 撮影日：2026年2月14日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■先月の広報の編集後記で「帳尻を合わせるかのように雪が降る年も」と言っていましたが、しっかり大雪となりましたね。道内でも移動に大きな影響が出ていました。聞くところによると札幌から赤井川村にくるにも、いつもの倍以上の時間がかかったとか。
雪が降る季節も残りわずか。これ以上大雪の日が増えないことを祈るばかりです。（古渡）

【発行情報】広報あかいがわ2026年3月号（No.730）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係
〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川174番地2
TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や市政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。

